平成２５年（フ）第４３号
千葉県山武郡横芝光町木戸226番地50
破産者　久保田美幸
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
富山市萩原389番地１　エスペランス・Ｋ201号、前住所岐阜県高山市桐生町１丁目270番地
破産者　向田　直子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２３号
静岡市清水区高橋南町10番１号
破産者　宮原　守康
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１６号
大阪市西淀川区柏里２丁目５番24号　ソシオ塚本ハイツ502号室
破産者　遠藤　隆士
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１５号
大阪市旭区太子橋２丁目９番16号、前住所大阪府守口市豊秀町２丁目12番７号
破産者　レディースファッションカラーこと　原田　相龍
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８９号
大阪府門真市大池町40番６号　ベルデハイツ大池405号、開始決定時大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目22番12号
破産者　松下　益己
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９６号
大阪府大東市諸福４丁目１番38号　若葉寮
破産者　細川　栄治
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８０号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目28番地の４
破産者　戸﨑　昭夫
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３５号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目５番５―202号
破産者　鎌田　明子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
和歌山県御坊市湯川町富安1919番地５
破産者　小林　理恵（旧姓松井）
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第５４号
大阪府大阪市北区中崎西４丁目１番30号
破産者　三牧　雅子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２７号
広島市安芸区瀬野２丁目８番９号
破産者　洋品うさぎやこと　岡田純治郎
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７号
広島県呉市安浦町大字中切558番地、開始決定時の住所広島市東区馬木１丁目７番地の３
破産者　新谷　芳枝
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６９号
広島県安芸郡熊野町萩原５丁目６番29―102号
破産者　清祐　一昭
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６号
徳島県吉野川市山川町西久保60番地９
破産者　梯　　幸雄
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５６号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦929番地130、旧住所徳島県名西郡石井町高原字平島397番地１
破産者　矢部鋳造所こと　矢部　健一
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
岩手県陸前高田市高田町字西和野108番地２
破産者　菅原　英行
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第７９号
横浜市鶴見区馬場５丁目８―14　イイバハイツ馬場203号室、破産開始決定時の住所秋田県横手市大雄字精兵村63番地
破産者　高橋　龍一
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部